

排水設備工事基準



令和 8 年 10 月

川西市上下水道局

第1章 総 論

1. 1	下水道の役割	1 章-1
1. 2	「排水設備工事基準」の目的	1 章-1
1. 3	用語の定義	1 章-1
1. 4	基本的事項	
1. 4. 1	排水設備の種類	1 章-2
	(1) 屋内排水設備	
	(2) 屋外排水設備	
	(3) 私道排水設備	
1. 4. 2	下水の種類	1 章-3
	(1) 汚水	
	(2) 雨水	
1. 4. 3	下水の排除方式	1 章-4
1. 5	排水設備の設置	1 章-4
	(1) 排水設備設置等の義務者	
	(2) 排水設備工事の実施者	
	(3) 排水設備の計画確認	
	(4) 排水設備の完了検査	
	(5) 関係法令等の遵守	

第2章 屋内排水設備

2. 1	基本的事項	
2. 1. 1	排水系統	2 章-1
	(1) 排水の性状等による分類	
	(2) 排水方式による分類	
2. 1. 2	通気系統	2 章-1
2. 2	ディスポーザ排水処理システム	2 章-1
2. 3	排水設備の構造等	2 章-2
2. 4	床下集合配管システム	2 章-2

第3章 屋外排水設備

3. 1	基本的事項	3 章-1
3. 2	設計から施工までの手順	
3. 2. 1	事前調査	3 章-1

(1) 供用開始の告示および受益者負担金		
(2) 取付管及び公共汚水桝		
(3) 計画排水量および水質		
(4) 敷地		
(5) 建物		
(6) 既設排水設備及び埋設物		
(7) 将来計画		
3. 2. 2 配管経路の設定	．．．．．	3章-2
3. 2. 3 排水管の決定	．．．．．	3章-2
(1) 排水管の構造		
(2) 管径と勾配		
(3) 管内流速		
(4) 管材質		
(5) 土かぶり		
(6) 防護および基礎		
3. 2. 4 ます	．．．．．	3章-4
3. 2. 5 特殊ます	．．．．．	3章-6
(1) トラップます		
(2) ドロップます		
(3) 掃除口		
3. 3 ガーデンパン等	．．．．．	3章-9
3. 4 阻集器	．．．．．	3章-9
(1) 設置上の留意点		
(2) 種類		
3. 5 雨水浸透施設		
3. 5. 1 雨水浸透施設の設置区域に関する留意点	．．	3章-12
3. 5. 2 雨水浸透ます	．．．．．	3章-13
3. 5. 3 雨水浸透管	．．．．．	3章-14
3. 5. 4 施設の維持管理	．．．．．	3章-14
3. 6 私道排水設備		
3. 6. 1 基本的事項	．．．．．	3章-15
3. 6. 2 一般事項	．．．．．	3章-15
3. 6. 3 管径決定	．．．．．	3章-15
3. 6. 4 土被りの厚さ	．．．．．	3章-15
3. 7 その他	．．．．．	3章-15
(1) くみ取り便所の改造		

- (2) 浄化槽等の処理
- (3) 既設排水設備の取り扱いについて

第4章 除害施設

4. 1	基本的事項	4章-1
4. 2	水質規制と除害施設の設置等	4章-1
4. 3	事前調査	4章-1
4. 4	排水系統	4章-1
4. 5	処理方法	4章-1
4. 6	処理方式	4章-1
4. 7	除害施設等の構造	4章-2
4. 8	その他	4章-2

第5章 申請の手続き

5. 1	排水設備等工事計画確認申請書の提出	5章-1
5. 2	排水設備の軽微な変更	5章-1
5. 3	提出書類	5章-1
5. 4	完了検査	5章-2

様式集

第1章 総論

1. 1 下水道の役割

下水道は汚水の速やかな排除や汲み取り便所の水洗化による生活環境の改善，雨水の排除による浸水の防除，および公共用水域の水質保全という役割を有している。

下水道の主要な役割としては，次の3点がある。

- (1) 生活排水や工場の廃水等を速やかに排除し，生活環境を改善する。
- (2) 雨水を速やかに排除して浸水をなくし，住民の貴重な生命や財産を守る。
- (3) 汚水を処理してから放流することで公共用水域の水質を保全し，水辺環境の改善を図る。

1. 2 「排水設備工事基準」の目的

この基準は，下水道法（以下、「法」という。）及びその他関係法令の規定に基づいて，排水設備の適正かつ合理的な設計及び施工を行うために必要な事項を定め，排水設備に関する技術上の基準を示すものである。

川西市における排水設備の施工は，関係法令等を遵守するほか，この基準によらなければならない。ただし，この基準により難しいときは，事前に川西市上下水道事業管理者（以下、「管理者」）の承認を受けるものとする。

1. 3 用語の定義

(1) 下水

生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し，若しくは附随する廃水（汚水）又は雨水をいう（法第2条第1号ならびに川西市下水道条例（以下「条例」という。）第2条第1号）。

(2) 下水道

下水を排除するために設けられる排水管，排水渠，その他排水施設（灌漑排水施設を除く），又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう（法第2条第2号）。

(3) 公共下水道

主として市街地の下水を排除し，又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの，又は流域下水道に接続するものであり，かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（法第2条第3号イならびに条例第2条第3号）。

(4) 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他公共の水域，又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう（法第2条

第6号)。

(5) 排水区域（供用開始区域）

公共下水道により下水を排除することができる地域で、法第9条第1項の規定により公示された区域をいう（法第2条第7号ならびに条例第2条第7号）。

(6) 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう（法第2条第8号ならびに条例第2条第8号）。

(7) 排水設備

公共下水道の排水区域内で、その区域内の土地及び建物等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設をいう（法第10条ならびに条例第2条第7号）。

(8) 除害施設

公共下水道へ排除する下水が、法に基づく条例に定める基準を超える場合に、その下水を基準内に処理する施設をいう（法第12条）。

(9) 特定施設

特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項の1、2ならびに条例第2条第10号で定める污水で人の健康に係わる被害を生じるおそれがあるもの、又は生活環境に係わる被害を生ずるおそれのあるものを排出する施設で政令で定めるものをいう。この特定施設を有する事業場を特定事業場という。

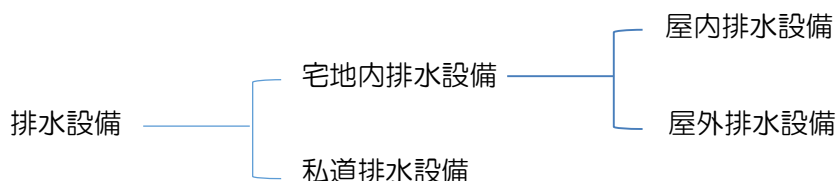
(10) 公共污水ます

公共污水ますとは、川西市上下水道局（以下、「局」）が設置した、取付管に下水を流入させるための公共ますのうち、污水を排水するためのものをいう。なお、公共污水ますを含む公共下水道施設の新設・改築・撤去をする場合は、局に下水道法第16条関係工事施工承認申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

1. 4 基本的事項

1. 4. 1 排水設備の種類

排水設備の種類は、次のとおりとする。



(1) 屋内排水設備

汚水については屋内に設けられる衛生器具等から屋外の排水管又は汚水ますに至るまでの排水設備とし、雨水についてはルーフドレンや雨どいから屋外の排水管又は雨水ますに至るまでの排水設備をいう。

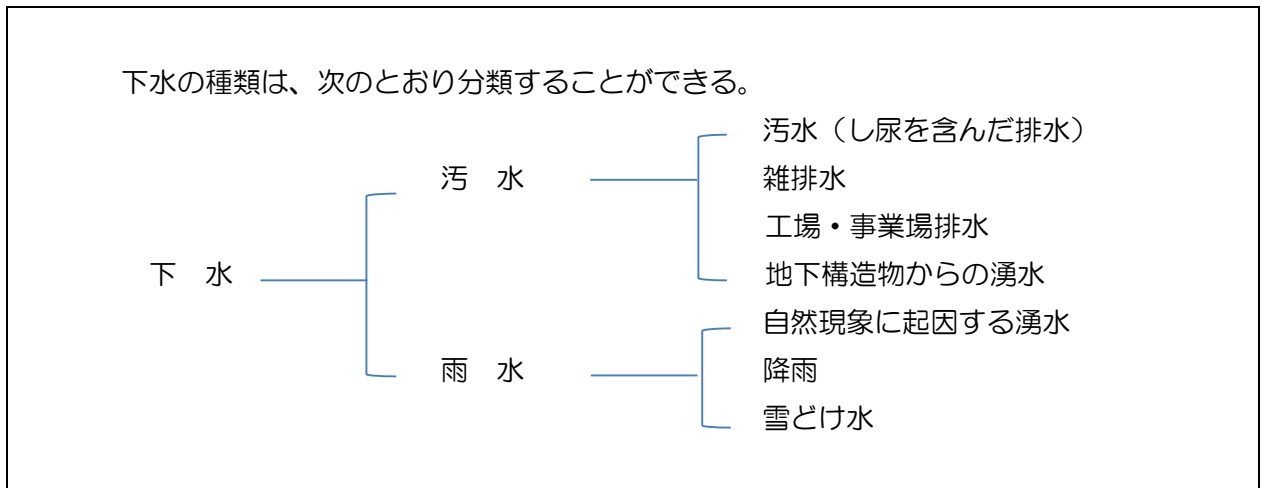
(2) 屋外排水設備

屋外に設ける排水管（各種ますを含む）から公共下水道等に至るまでの排水設備をいう。

(3) 私道排水設備

屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道に設置義務者が共同して設ける排水設備をいう。

1. 4. 2 下水の種類



汚水と雨水に区別して例示すると、次のとおりとなる。

(1) 汚水

ア 水洗便所からの排水

イ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場等からの排水（ベランダの洗濯機からの排水も含む）

ウ 屋外洗場等からの排水

エ 駐車場等からの洗車排水

オ ごみ集積所等からの清掃排水

カ 水槽からの排水（受水槽、高置水槽等のドレン及びオーバーフロー排水）

キ 冷却水

ク ドレン排水

ケ プール及び池からの排水

コ 地下構造物からの湧水

サ 工場又は事業場の生産活動により生じた排水

シ その他、雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、管理者との協議により雨水と同様の取扱いをする場合がある。これらの排水を雨水に接続する場合は、事前に局と協議するものとする。

※潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水に対しては、取扱いが国土交通省より公表されている。局では、一般財団法人日本ガス機器検査協会の認証を受けた製品に限り雨水系統への接続を認めている。

(2) 雨 水

ア 雨水

イ 雪どけ水

ウ 地下水（地表に流れ出てくる湧水）

エ その他の自然水

1. 4. 3 下水の排除方式

下水の排除方式には分流式と合流式があるが、川西市では市全域で排除方式を分流式としている。汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の污水管きょへ、雨水は雨水管きょ又は水路等の雨水排水施設へ排除すること。

1. 5 排水設備の設置

法第10条に基づき、公共下水道の供用が開始された場合は、排水設備の設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。

排水設備の設置にあたっての主な関係事項を次に示す。

(1) 排水設備設置等の義務者

公共下水道の供用を開始したときの排水設備の設置義務については、法第10条第1項に規定されており、排水設備を設置しなければならない者は、次のとおり定められている。

ア 建築物のある場合は、当該建築物の所有者

イ 建築物のない場合（ウを除く。）は、当該土地の所有者

ウ 道路その他の公共施設の土地にあっては、当該公共施設を維持管理すべき者

※ ア～ウの規定により設置された排水設備の改築または修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は当該土地の占有者（ウの土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

(2) 排水設備工事の実施者（川西市下水道条例（以下「条例」という。）第5条）

排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事に關し管理者が別に定める技能を有する者で管理者の登録を受けたもの（以下「責任技術者」という）が専属する業

者として管理者が別に定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という)でなければ、行ってはならない。

(3) 排水設備の計画確認

条例第4条の規定により、排水設備等の設置にあたっては、あらかじめ管理者に「排水設備等工事計画確認申請書」を提出し確認を受けなければならない。

確認を受けるために必要な書類は次のとおりとする。

- ア 排水設備等工事計画確認申請書 1部
- イ 位置図 1部
- ウ 排水設備工事設計図 1部
- エ 除害施設またはポンプ施設の形状寸法および能力を表示した図面
除害施設を設置する場合は、除害施設設置計画書 1部
- オ その他、管理者が指示した図面もしくは資料

(4) 排水設備の完了検査

排水設備等の工事が完了したときは、条例第6条の規定により、完了の日から7日以内にその旨を届け出て管理者の検査を受けなければならない。

検査を受けるために必要な書類は次のとおりとする。

- ア 排水設備等工事完了届 兼 検査依頼書 1部
- イ 排水設備工事竣工図 1部
- ウ その他、管理者が指示した図面もしくは資料

完了検査にあたっては、以下の項目を確認する。

- ア 図面に必要事項が記入されているか、及び図面が現地と整合しているか
- イ 誤接がないか
- ウ 各ます内で滞留がないか
- エ 審査時指摘事項が是正されているか
- オ その他、排水設備を使用する上で支障となるものがないか

(5) 関係法令等の遵守

排水設備の設置にあたっては、下水道法、下水道法施行令、川西市下水道条例、川西市下水道条例施行規程、建築基準法等を遵守しなければならない。